

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 石川県計画

令和3年3月

石川県



目次

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1. 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備・・・・・・・・ 2
3. 一人親方等への対処の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保・・・・・・・・ 5

第1 施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 設計、施工等の各段階における措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上・・・・ 9
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2 総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等・・・・・・・・ 11
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定・・・・・・・・ 11
2. 責任体制の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 建設業者間の連携の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 一人親方等の安全及び健康の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 労災保険特別加入制度への加入促進等の徹底・・・・・・・・・・・・ 14
4. 建設工事の現場の安全性の点検等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 建設工事の現場の安全性の点検、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工法等の促進・・・・・・・・ 15
5. 意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 建設工事従事者への安全衛生教育の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 意識の啓発に係る自主的な取組の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策・・・・・・・・ 19
 - (1) 働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 担い手の確保・育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (3) 女性活躍・定着の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (4) 建設キャリアアップシステムの活用推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (5) 社会保険等の加入の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
3. 県計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
4. 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1. 策定の趣旨

建設業における労働災害は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法に基づく関係政省令の幾度とない改正により、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、長期的に見ると減少傾向にあるが、平成28年においても、全国で約400名もの尊い命が労働災害により失われている。

この現状を重く受け止め、平成28年12月に、建設工事従事者の安全と健康の確保に関する基本理念、国等の責務や施策の基本となる事項等を定めた「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」が制定され、平成29年3月に施行された。

国においては、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第8条に基づいて基本計画を平成29年6月に策定したところである。

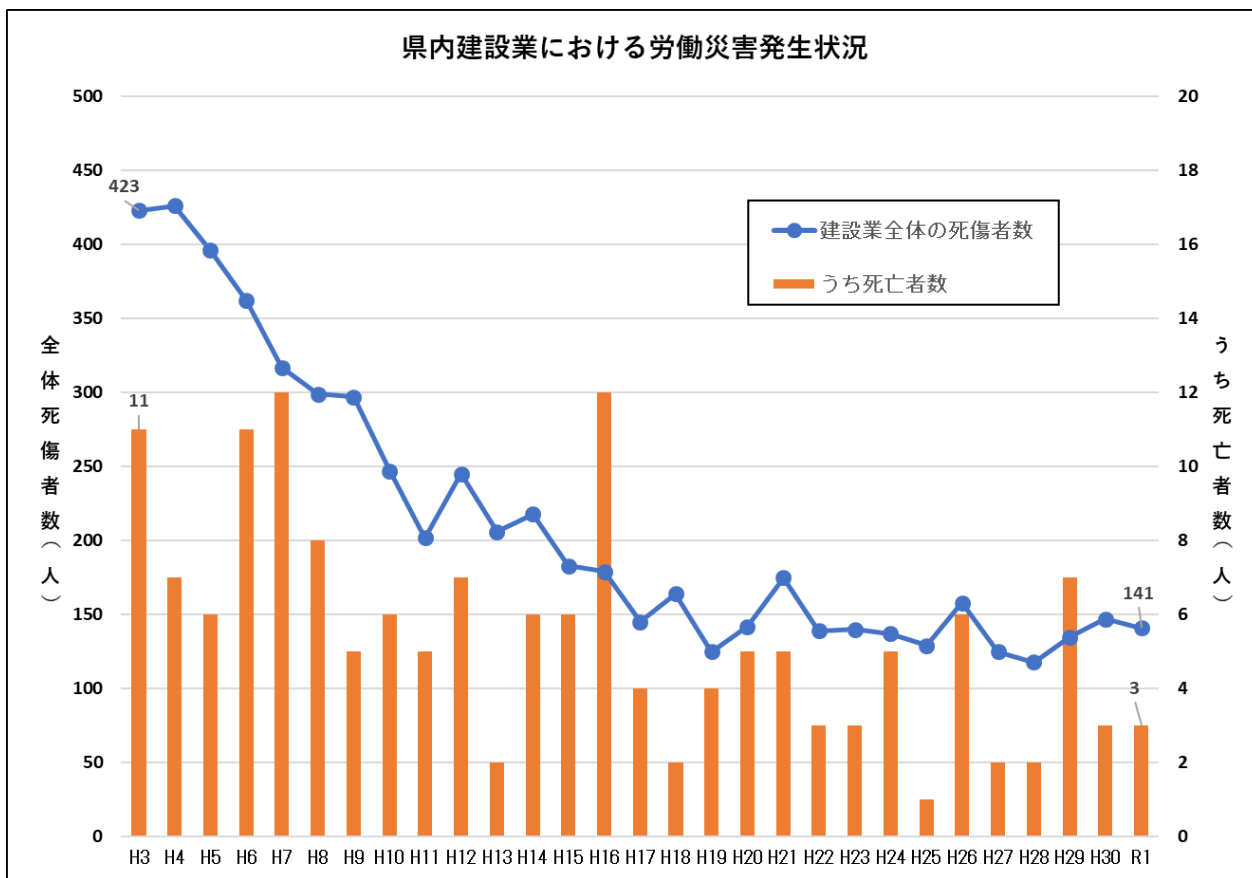
こうした状況を踏まえ、石川県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に向けて、同法第9条に基づき、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する石川県計画」を策定するものである。

2. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

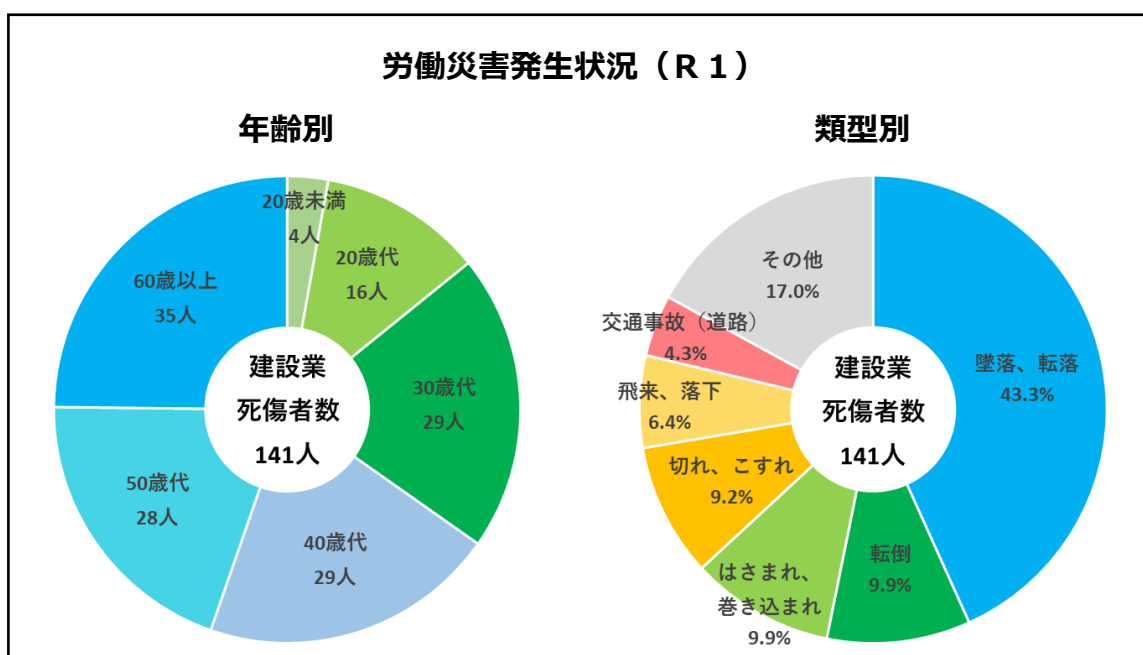
本県では、休業4日以上死傷者数は長期的に減少しており、平成28年には118名まで減少したが、令和元年の死傷者数は141名となっている。また、死亡者数は、令和元年でも3名に上っており、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事において、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底が必要であり、さらに建設業者等による自主的な取組を促進していくこと等が重要である。

その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。



出典：石川労働局資料



出典：石川労働局資料

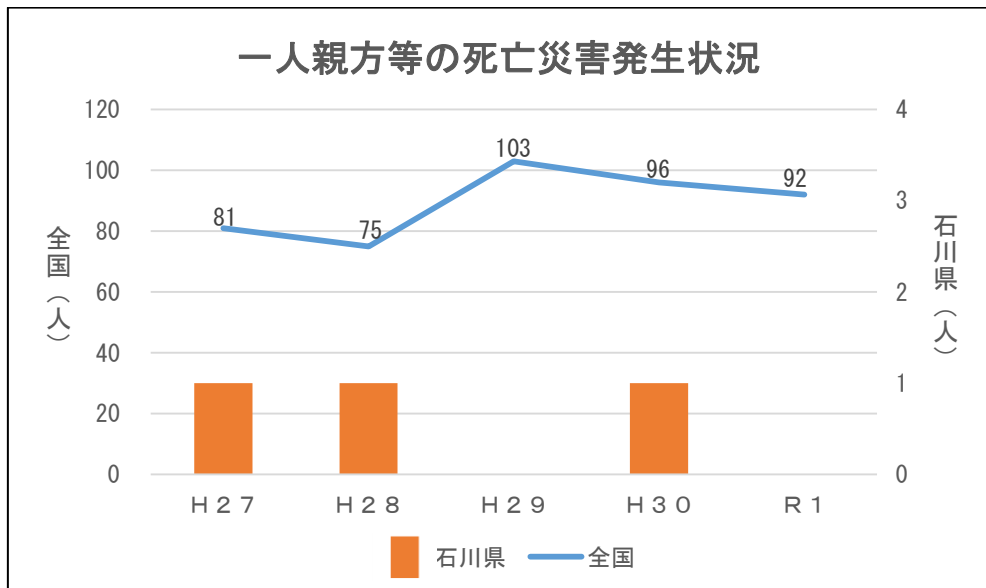
3. 一人親方等への対処の必要性

一人親方等（※）は、労働安全衛生法上の労働者に当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、国の調査によれば、平成30年中に、全国で96人の一人親方等が業務中の死亡者として確認されており、うち、本県では、1人の死亡者が確認されている。

一人親方等は、建設現場において技能を有する重要な担い手であり、その業務の実情等に鑑み、一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

※一人親方等

「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築工事や、その他の事業（大工、左官、とび職人など）を行うことを常態とする者であり、「一人親方等」とは、これに加え、中小事業主、役員、家族従事者を含む。

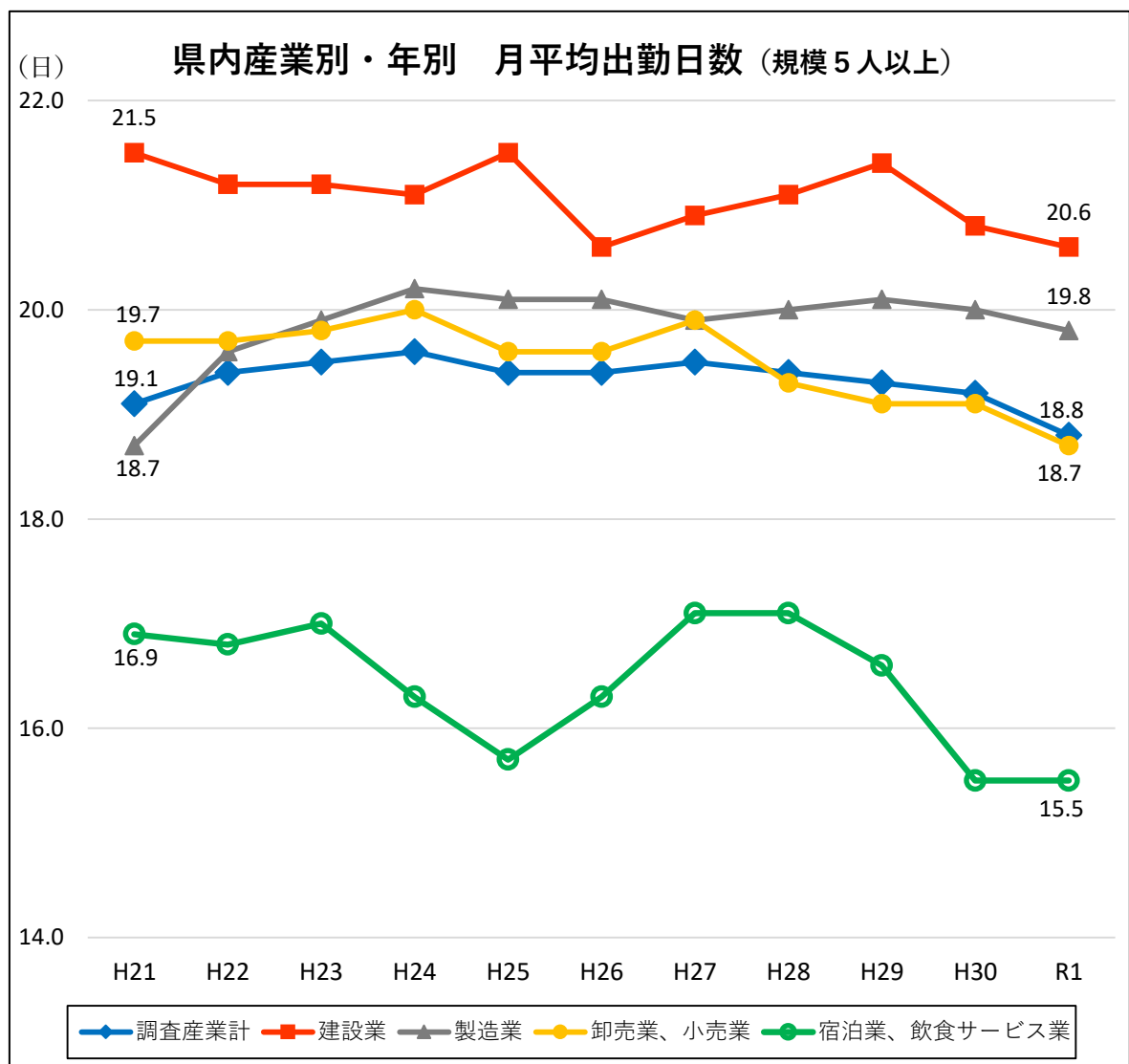


出典：「一人親方等の死亡災害発生状況概要」厚生労働省及び石川労働局

4. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

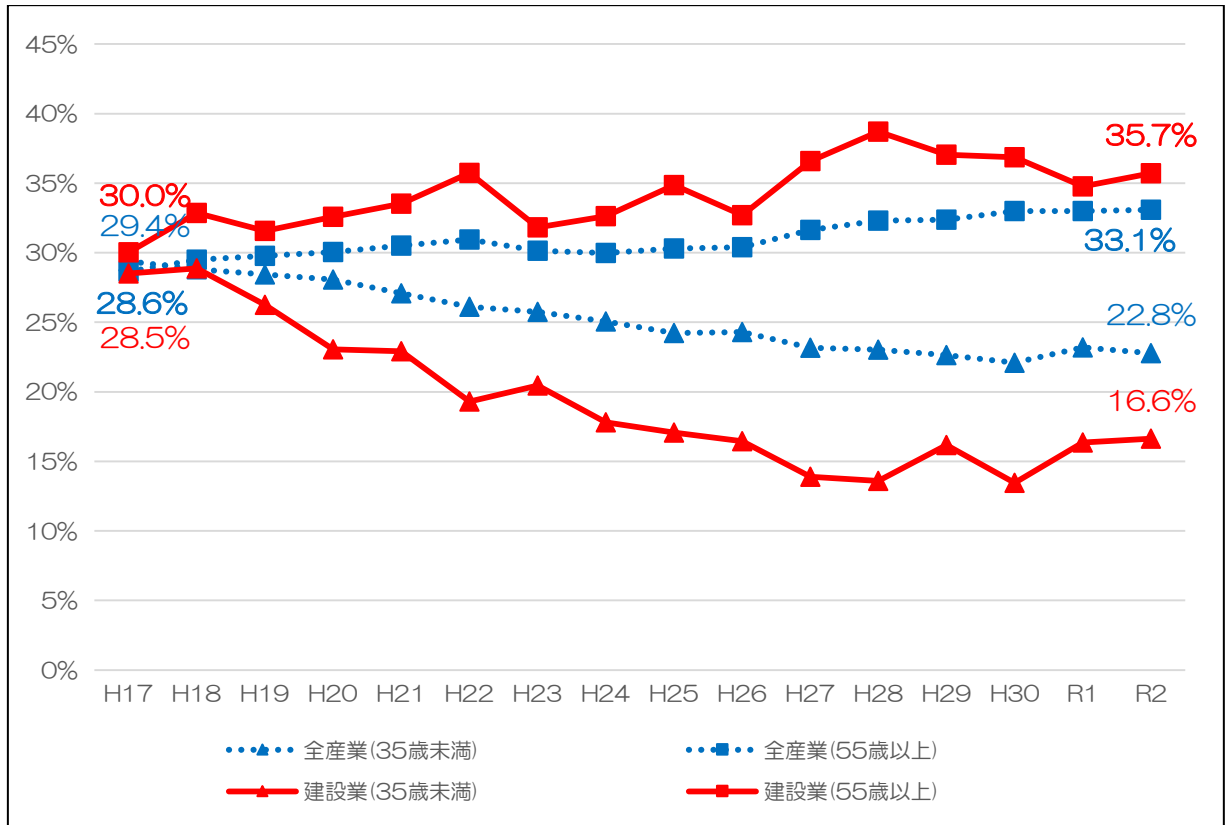
近年、建設業における技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、他産業では一般的となっている週休2日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。また、本県の建設業就業者は、他産業に比べ55歳以上の高齢層の割合が高く、35歳以下の若年層の割合が低いなど、高齢化が進行している。

建設業は社会資本の整備のみならず、災害時の緊急対応や除雪活動など「地域の守り手」として重要な役割を果たしており、将来にわたりその機能を維持していくためには、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが重要である。



出典：石川県「毎月勤労統計調査年報」

建設業就業者の状況



出典：石川県統計情報室「石川県労働力調査」

第1 施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、ひいては適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務付けている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休2日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事については、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが重要である。

なお、令和2年10月に施行された改正建設業法においては、建設工事において適正な工期を確保するための「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会勧告）等に照らして、通常必要と認められる期間と比べ、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することが禁止されている。

2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階において、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要である。

その前提として、所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

第2 総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保には、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。

一方、安全に工事を施工するために必要な安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により内容が異なるため、国において検討・実施される施策も踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような取組を実施する。

また、労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけており、安全衛生経費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ、法令遵守の徹底を図る。

〔石川県の主な取組〕

- 最新の積算基準・単価を予定価格に適正に反映
- 県工事発注時に法定福利費概算額を明示
- 県工事契約時に元請・下請取引の法令遵守について周知徹底
- 立入検査等を通じ、法定福利費の内訳明示など法令等遵守の周知徹底

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

働き方改革関連法の施行により、建設業においても令和6年度から罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることとなっている。

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休2日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

令和2年10月から施行された改正建設業法により、通常必要と認められる

期間に比べて著しく短い期間を工期とする請負契約の締結が禁止されており、中央建設業審議会が勧告した工期に関する基準を踏まえ、公共工事のみならず民間工事においても、法律等の周知を図る。

また、一時期に工事が過度に集中することを避け、施工時期の平準化を図られるよう、県発注工事において繰越明許費や債務負担行為の積極的な活用等により計画的な発注を実施する。

〔石川県の主な取組〕

- 「いしかわ土日おやすみモデル工事」の推進
- 建設工事等の発注見通しの公表や、余裕期間制度の実施
- 繰越明許費や債務負担行為の積極的な活用
- 工期設定支援システムを活用した適正な工期設定
- 受発注者共通のマニュアル「石川県版工事施工の円滑化4点セット」による適切な設計変更

2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の適正な配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

〔石川県の主な取組〕

- 県工事契約時に元請・下請取引の法令遵守について周知徹底【再掲】
- 立入検査を通じ、一括下請負の禁止や適正な契約締結などを徹底
- 工事現場の安全管理に係る講習会の開催



<安全管理講習会>

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

元請・下請業者間や作業員間の災害防止対策に係る連絡調整、元請負人による下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

〔石川県の主な取組〕

- 県建設業協会等と連携し、工事現場の安全管理について合同パトロールを実施
- 県発注工事において、月1回・半日以上の安全訓練を義務付け



<工事現場合同安全パトロール>

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて現場における措置を統一的に実施することが必要である。

一人親方等は労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場にある建設業者に対し、一人親方等の安全及び健康への配慮を促すとともに、一人親方等に対し、業務特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を、関係機関及び業界団体と連携して促進する。

〔石川県の主な取組〕

- 県建設業協会等と連携し、工事現場の安全管理について合同パトロールを実施【再掲】
- 工事現場の安全管理に係る講習会の開催【再掲】

(3) 労災保険特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方等については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないが、希望する場合は、特別加入者として労災保険へ任意加入することができる。

建設工事の現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて建設業者等に周知・指導を行うほか、一人親方に対する労災保険の特別加入の促進について、関係機関が連携し、積極的な周知を図る。

〔石川県の主な取組〕

- 業界団体等を通じ、労災保険の特別加入制度の周知
- 実態が労働者である場合、社会保険加入を指導

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

工事現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について、計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築・実践することが重要である。

このため、建設工事の完了時等において建設業者の安全衛生管理を評価する取組や、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会の開催、現場パトロールの実施等の取組を促進する。

〔石川県の主な取組〕

- 工事成績評価において、安全対策を評価
- 県建設業協会等と連携し、工事現場の安全管理について合同パトロールを実施【再掲】

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工法等の促進

国では、デジタル技術を活用したインフラ分野のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進しており、より安全で効率的に施工ができるICT建設機械を活用した工法等の普及を促進する。

また、国の各種ガイドライン等を踏まえた安全な設計・施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

さらに、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法の普及・啓発や、熱中症対策・新型コロナウイルス感染防止対策の徹底など、作業環境の一層の改善を図る。

〔石川県の主な取組〕

■ ICT施工の推進

- ・ ICT施工に係る経費の設計計上
- ・ 工事成績評定での加点
- ・ ICT活用に係る専門研修の開催

■ 建設現場における遠隔臨場の試行

■ 安全な仮設足場に係る費用の計上及び熱中症対策に係る費用の計上

■ 「建設業における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」の徹底

■ 県独自のマニュアルによる、新型コロナウイルス感染症発生時の連絡体制や感染防止対策の徹底

■ 現場におけるマスクや消毒液の設置など新型コロナウイルス対策に係る費用の計上



< ICT施工 >

5. 意識の啓発

(1) 建設工事従事者への安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施はもとより、安全衛生管理の能力向上教育など、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進することが重要である。

また、厚生労働省の調査によると、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育の促進を図る必要がある。

(2) 意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設工事従事者や建設業者等が安全及び健康に関して高い意識を持ち、現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。

このため、建設業労働災害防止協会が実施している研修の促進、厚生労働省が公表している安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例や災害対応事例の周知のほか、安全対策の評価を含む優良な工事を実施した建設業者の表彰などを通じて建設業者等の意識向上を図る。

また、従業員の健康づくりやメンタルヘルス対策等、心身の健康を確保するための建設業者の自主的な取組を促進する。

〔石川県及び関係機関の主な取組〕

- 工事現場の安全管理に係る講習会の開催（県）【再掲】
- 県建設業協会等と連携し、工事現場の安全管理について合同パトロールを実施（県）【再掲】
- 県発注工事において、月1回・半日以上安全訓練を義務付け（県）【再掲】
- 工事成績評価において、安全対策を評価（県）【再掲】
- 県が認定する「いしかわ健康経営宣言企業」※に対する評価（県）
- 安全衛生大会の開催等による意識啓発（建設業労働災害防止協会石川支部等）
- メンタルヘルス対策に係る講習会の開催（建設業労働災害防止協会石川支部）

※健康経営®

企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できるとの基盤に立って経営を考えること。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

第3 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 働き方改革の推進

建設業は総労働時間が長く、休みが取れないことが若者の入職に当たっての障害・離職理由の一つとなっており、働き方改革関連法や令和元年6月に改正された建設業法・入契法・品確法のいわゆる担い手3法を踏まえ、適正な工期設定や週休2日の推進による休日確保など、建設業の働き方改革を推進する。

また、業務の効率化や生産性の向上を図るため、公共工事において、入札・契約時の書類の簡素化や、工事関係書類の様式の統一化・情報共有システムの利用などによる効率化を進めるとともに、ICT施工の取組などを推進する。

さらに、若者を始め全ての建設工事従事者が働きやすい職場環境づくりに向け、建設業者の取組好事例の情報提供や、社会保険労務士等の専門家の派遣などにより、建設業者自らの取組を支援する。

〔石川県の主な取組〕

- 「いしかわ土日おやすみモデル工事」の推進【再掲】
- 受注者が品質管理を行う「自主施工工事」の実施
- ICT施工の推進【再掲】
- 働き方改革推進に係るセミナーの開催
- 建設業サポートブック等による取組事例の情報提供
- 働き方改革の取組など、相談内容に応じたアドバイザーの派遣



<働き方改革推進セミナー>

(2) 担い手の確保・育成の推進

近年、建設業就業者の高齢化が進展し、将来の担い手の確保が喫緊の課題となっており、(一財)石川県建設業協会においては、建設産業が魅力ある産業として持続・発展していくため、平成26年9月に「いしかわの地域を支える建設産業ビジョン」を策定し、担い手の確保等に取り組んでいる。

担い手の確保に向けては、若者等に対し、建設業の魅力・やりがいや働き方改革による処遇改善を積極的に発信することが重要であり、このため、行政と業界団体が連携して、就職・進学を控えた高校生に対し、建設業の魅力などを伝える出前講座や現場見学会を実施するほか、県民向けに建設業PRイベントを開催するなど、積極的な情報発信等に取り組む。

〔石川県及び関係機関の主な取組〕

- 高校生に対し、建設現場で働く若手技術者が直接魅力を伝える出前講座や、現場見学会の開催（県及び県建設業協会等）
- 建設業への理解を促進するため、高校の進路担当教諭を訪問（県）
- 中学生に対し、建設業を紹介するパンフレットを配布（県及び県建設業協会）
- 子どもや保護者向けイベント開催による建設業のPR（県及び県建設業協会等）
- 建設業に就職する高校生の資格取得研修の実施（県建設業協会）



<高校生を対象とする出前講座>



<高校生インフラツーリズム（現場見学会）>

（3）女性活躍・定着の促進

建設業がこれまで以上に女性が就業しやすい業界となり、業界全体の活性化が図られるよう、国においては、令和2年1月に女性の定着促進に向けた建設産業行動計画を策定し、官民が一体となって女性活躍・定着に向け様々な取組を行っている。

建設工事従事者の安全と健康を確保し、建設業における女性の就業・定着を促進するため、関係団体と連携して、女性の就業に向けた意識改革や仕事と育児などが両立できる職場環境づくりの取組を推進する。

〔石川県及び関係機関の主な取組〕

- 県の入札参加資格の格付けにおいて、女性技術者を雇用する企業や男女ともに働きやすい環境づくりに取り組む企業を評価（県）
- 男女ともに快適に使用できる仮設トイレの設置（県）
- 女性職員のネットワークを構築するため、女性部会を設立（県建設業協会）



<快適トイレ>

(4) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇を受けられるようにするため、官民一体となって建設キャリアアップシステムの活用の推進を図る。

〔石川県の主な取組〕

- 県ホームページ・チラシ等による制度の周知
- 建設キャリアアップシステム登録業者の適切な評価

(5) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、これまで、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除、国による「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、総合的な対策

を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。さらに、令和2年10月からは建設業法の改正により、社会保険の加入が建設業の許可要件とされたところである。

一方で、いまだ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在するため、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用など、社会保険等の加入促進に向けた取り組みを実施する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要性や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

〔石川県の主な取組〕

- 県工事発注時に法定福利費概算額を明示【再掲】
- 立入検査等を通じ、法定福利費の内訳明示など法令等遵守の周知徹底【再掲】
- 実態が労働者である場合、社会保険加入を指導【再掲】

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

建設工事における労働災害は、墜落・転落災害が最も多く、令和元年には、墜落・転落災害により全国で110人、うち石川県内では1人の建設工事従事者が死亡している。

墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図るとともに、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を図り、建設業者における労働災害防止の取組を徹底する。

〔石川県及び関係機関の主な取組〕

- 県建設業協会等と連携し、工事現場の安全管理について合同パトロールを実施（県）【再掲】
- 安全な仮設足場に係る費用の計上【再掲】
- 工事現場の安全管理に係る講習会の開催（県）【再掲】
- フルハーネス型墜落制止用器具や安全な仮設足場の普及・啓発（建設業労働災害防止協会石川支部）

3. 県計画の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、国土交通省北陸地方整備局、石川労働局、石川県、一般社団法人石川県建設業協会など建設業者団体が、連携を図りつつ、計画を推進していく。

また、公共工事を発注する市町においても本計画に基づき取組の推進を図る必要があり、国・県・市町で構成する発注者協議会等の場を通じて情報共有を行うとともに、必要に応じて市町の取組への支援を行う。

4. 計画の見直し

施策の実施状況について、建設工事従事者の安全及び健康に関する情報を把握するなど定期的に確認及びフォローアップを行い、関係機関と共有するとともに、国の基本計画の変更状況等を踏まえ、必要に応じて計画の点検・見直しを行う。

石川県土木部監理課

〒920-8580 金沢市鞍月 1-1

TEL : 076(225)1712

FAX : 076(225)1714

E-mail: kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp